

1 審査会 質問事項

- (1) 大気質短期平均濃度予測（1時間値）の予測方法として、生活環境影響調査書の p64 で拡散式としてプルーム式を用いたとしているが、この式の使用について規定があるのか。

回答

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づいて実施している。指針に示される短期平均濃度予測（1時間値）の予測式として、プルーム式が示されている。

（参考）廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）
資料編 2. 大気質関連 2-4 ウ 短期平均濃度予測式（資2-10）

また、ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアルの p 96 - 97 にも短期濃度予測（1時間値）は、プルーム式を使用する旨の記載があるため、参考にしている。

（参考）ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル
（（社）全国都市清掃会議）

第3編 第1章 大気質 1.4 煙突排出ガスを対象とした短期高濃度予測手法（2）予測方法①一般的な気象条件

2 その他 事前質問事項

(1) 鋼製フェンスについて

騒音対策で鋼製フェンスを使用することだが、音源位置の高さが高いと、遮音量が十分ではなくなる可能性がある。

- ・音源位置は、実際の音源の高さを想定しているのか。
- ・表5の予測結果の予測高さはどの位置なのか。おそらく2階建程度の住居と推察される。2階の窓高さ相当の4.2m程度でも、環境基準が満足されるのか。

回答

- ・音源位置は、実際の音源の高さを想定している（著しい騒音の発生する送風機等は、1.2mから1.7mまでの高さで機械室の中に設置、バーナー等の施設は約1.5mに設置）。
- ・生活環境影響調査における予測結果の高さについては、JISの測定方法に定めのある1.2mを想定している。生活環境影響調査においては、鋼製フェンスを遮蔽物として取り扱ってはならず、また、測定高さが1.2m、4.2mであったとしても、最寄り民家予測地点まで120m離れていることから、予測結果は参考環境基準に対し十分低い値となっており、問題ないと考えている（さらに、音源から敷地境界（S-1、S-2）まで、約80mあるため十分な距離減衰はあると思われる。）

(2) 騒音モニタリングの位置について

「04 資料1 産業廃棄物処理施設の設置に伴う生活環境影響調査の概要.pdf」p5 に「敷地境界における年1回の測定により管理値の確認」とある。

- ・測定管理される騒音の測定の高さはどの位置を想定しているのか。「鋼製フェンス(3m)を設置」と記載されている。音源の高さが、近隣住居の高さに対して、遮音効果が見込めない可能性があるため。

回答

- ・現状は既設焼却炉を想定した資料の図4-12におけるA地点1、2mで測定している(鋼製フェンス2mの裏側)。
- ・新設焼却炉運用後の騒音モニタリング位置は、生活環境影響調査で測定したS-1、S-2(この地点は鋼製フェンス今後もなし)の結果、近隣民家の位置を考慮して4、2mの高さでも測定を検討する。

(3) 周辺住民との関係について

周辺住民から現時点で「騒音」「悪臭」「光害」等の苦情・要請等が出たことがあるか。「出た時期」「その後の対応や経過」などをヒアリングし、現時点で問題ないことの追加確認を要望する。

回答

- ・10年ほど前に、付近で悪臭に関する苦情が出たが、発生源がトヨキンであることが確定できなかったことがある。当時、行政からトヨキンに対し、直接的な原因者ではないが、悪臭苦情があったことを考慮して事業活動を行ってほしいとお願いをした。その後、特に苦情等はなかった。
- ・事業者へのヒアリングにより、苦情・要請等は無いことを確認した。